

3. 事故種別

本会の支払責任

・規程第5条
・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-8~1-11

本会が災害共済金をお支払いする事故は、以下の9項目です。なお、職員の故意による事故など、免責条項に該当する場合は、お支払いしません。（規程第13条）



1 火災



2 落雷



3 破裂・爆発



4 外部からの
物体の落下、飛来



5 車両の衝突



6 騒じょう



7 破壊行為



8 風災・水災・雪災



9 土砂崩れ



3. 事故種別

①火 災

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-8

火災とは、通常の用法の範囲外の火力による燃焼作用で、火が自力で延焼しうる状態にあるものをいいます。

例えば、炊事場で調理に使う火は通常の用法の範囲内ですが、この火がカーテンなどに燃え移れば通常の用法の範囲外の火となり火災となります。

具体的損害例

- ・火災による焼損、火災に伴い生じる高熱、煙、ガス又は蒸気などによる損害
- ・消火活動による水損や、延焼防止、人命救助による建物の破壊処分による損害
- ・委託物件に隣接する民家などの出火で委託物件にも被害が及んだことによる損害

対象とならない損害例

- ・アイロンによる畳の焦げ損
- ・コンセントの接触不良による加熱で、出火せず煙のみが発生した損害



3. 事故種別

②落 雷

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-8

落雷による損害は、落雷によって共済の目的に直接生じた破損、炭化、溶融等の損害（直接雷による損害）及び共済の目的の近くの落雷によって生じる誘導雷により共済の目的が被る損害をいいます。

具体的損害例

- ・ 直撃雷（委託物件に直接放電が生じ、雷電流（直撃電流）が流れるもの）で生じる、衝撃による破損、炭化、又は溶融
- ・ 誘導雷（委託物件周辺の落雷により発生する異常高電圧又はこの高電圧によって流れる異常大電流（雷サージ））による電子機器の破損

対象とならない損害例

- ・ 受変電設備に落雷して電気の供給が停止し、そのため機械計器類が停止したことによって委託物件に生じた損害（2次災害のため）



3. 事故種別

②落 雷

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-8

落雷事故は、外観だけでは落雷によるものとは判断できない損傷が多い事故形態です。原因が雷であることが、**修理業者作成の書類**で確認できるものをご提出ください。

例

作業報告書	
令和8年〇月〇日	
〇〇市 水道局 殿	
株式会社〇〇〇〇	
件 名	〇〇配水池 〇〇系配水流量計修繕
事故発生日	令和〇年〇月〇日(〇)
調査日	令和〇年〇月〇日(〇)
修理完了日	令和〇年〇月〇日(〇)
作業概要	〇月〇日に落雷が発生し、それ以降流量計が正常に動作しないため修繕を実施いたしました。
作業内容	1, 変換器修繕 2, 単体試験調整 3, 上位機器とのループチェック 4, 運転確認
故障の原因	落雷(誘導雷)の影響により変換器が1台損傷したと考えられる。

・修理業者作成

・場所、日時の特定制

・被害状況の詳細

・原因と故障機器の特定制



3. 事故種別

③破裂・爆発

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-8～1-9

破裂又は爆発による損害は、気体若しくは蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象により生じた損害をいい、自爆、被爆を問いません。

具体的損害例

- ・ 機械装置内部でガス爆発が生じ、当該装置に生じた損害（化学爆発）
- ・ 電気炉内に流入した水が高熱により急激に気化して炉壁が破壊され生じた損害（水蒸気爆発）
- ・ 委託物件（高圧容器や配管など）が内包物の気体又は蒸気の急激な膨張による圧力に耐えられず破裂し生じた損害
- ・ 破裂又は爆発により生じた火災の損害

対象とならない損害例

- ・ 水の凍結による水道管の破裂
（気体又は蒸気の急激な膨張を伴わないため）



3. 事故種別

④外部からの物体の落下・飛来

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-9

建物、工作物又は屋外動産の外部からの物体の落下、飛来、衝突 又は 倒壊による損害をいい、1 回の事故により生じた損害額が 5 万円以上（一つの施設単位すなわち契約方法の如何にかかわらず一つの名称で総括され、一構内に存在する物件）の場合に災害共済金をお支払いします。

具体的損害例

- ・ 何らかの投下物、落下物による損害
- ・ 車両運行時の小石の跳ね飛ばしによる損害
- ・ 立木の倒壊による損害
- ・ 建物、工作物の外部から飛び込んだ物体により、当該建物、工作物の内部に生じる損害のほか、収容動産に生じた損害

対象とならない損害例

- ・ 室内の照明器具が落下して事務機器が破損（建物内部のみで生じた損害）
- ・ 粉じんや煤煙その他これに類するものにより生じた損害



3. 事故種別

⑤ 車両の衝突

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-9～1-10

自動車、原付、自転車などの車両（その積載物を含みます。）の衝突又は接触による損害額が5万円以上の場合に災害共済金をお支払いします。

具体的損害例

- ・ 委託団体が使用中の車両が駐車する際に、同団体建物の外壁に接触
- ・ 消防車両が出動する際に、上がり切っていない屯所のシャッターに衝突

対象とならない損害例

- ・ 書類運搬用の台車、患者を運ぶ移動ベッドが建物に接触
- ※ 書類運搬用の台車や患者を運ぶ移動ベッドは車両ではなく、物体に該当します。



3. 事故種別

⑥ 騒じょう

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-10

騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害額が5万円以上の場合に災害共済金をお支払いします。

具体的損害例

- ・デモ隊と機動隊の衝突や暴力団同士の抗争
- ・労働争議



対象とならない損害例

- ・数人のケンカなど
- ・革命、内乱のほか、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態
- ・テロ行為



3. 事故種別

⑦破壊行為

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-10

破壊行為による損害は、第三者の意思に基づく行為により委託物件を害してその本来の機能、効用の全部又は一部を失わせることによって生じた損害をいい、「騒じょう」に至らないものをいいます。

建物、工作物あるいは動産について生じた損害は、1回の事故により生じた損害額が5万円以上（一施設単位）の場合に災害共済金をお支払いします。

具体的損害例

- ・ いたずらによる投石、棒による殴打、体当たりなどによって建物、工作物あるいは動産について生じた機能的損害
- ・ 建物内外壁等のスプレー、ペンキによる落書きなどの汚損的損害
- ・ エアコンのホースを切断して室外機が盗まれた場合など、共済の目的の機能の一部が破壊されたとみなされる損害

対象とならない損害例

- ・ 擦傷、掻き傷、塗料のはがれ等の、委託物件の機能を損なわない損害
- ・ 鳥やネズミなどの動物が破壊したことによる損害
- ・ 金庫など共済の目的そのものの盗難



3. 事故種別

⑧風災・水災・雪災

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-10～1-11

風災は、台風・旋風・暴風等の強風によって生じた災害、水災は、台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた災害、雪災は、積雪・なだれ・あられ・ひょう（すがもれを除きます。）等により生じた災害をいいます。

建物、工作物あるいは動産について生じた損害で、1回の事故により一施設単位に生じた損害額が5万円以上の場合に、通常の方法で計算された額の100分の50に相当する額を災害共済金としてお支払いします。 **※支払限度額は2億円**

具体的損害例

☆風災

- ・突風や竜巻による飛来物で生じた損害
- ・台風により屋根の一部が破損したため雨水が侵入し、建物内部が水損被害を受けた損害

☆水災

- ・洪水、高潮等で生じた損害
- ・台風や集中豪雨等に伴い排水溝がオーバーフローしてしまうといった溢水による損害

☆雪災

- ・屋根に積もった雪の重みで建物が破損
- ・屋根からの落雪により建物の壁が損傷



3. 事故種別

⑧風災・水災・雪災

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-10～1-11

降雨・融雪等の自然現象により発生した土砂崩れによる損害は、風災・水災・雪災による損害に含みます。

※ 人工的な土地の改変により発生した土砂崩れによる損害とは区別されます。

対象とならない損害例

☆風災

- ・風災による建物の破損を伴わない単なる雨漏りによる損害や塩害

☆水災

- ・融雪水の屋根からの浸水（すがもれ）→ 水災・雪災のいずれにも該当しません。

☆雪災

- ・雪下ろし作業により落ちた雪により建物の壁が損傷した場合（物体の落下・飛来に該当）



3. 事故種別

⑨土砂崩れ

- ・規程 第5条
- ・細則 第4条
- ・事業の概要と事務取扱の手引
概要 1-11

風災、水災又は雪災に起因しない土砂崩れによる損害は、道路及びダム建設、宅地及び森林の開発等人工的な土地の改変により、地すべり、崖崩れ、土石流、山崩れ又は巨石の落下により生じた損害をいいます。

建物、工作物あるいは動産について生じた損害で、1回の事故により一施設単位に生じた損害額が5万円以上の場合に、通常の方法で計算された額の100分の50に相当する額を災害共済金としてお支払いします。 **※支払限度額は2億円**

具体的損害例

- ・道路やダムの建設、宅地や森林の開発など人工的な土地の改変による土砂崩れ

対象とならない損害例

- ・地震、噴火、これらによる津波による土砂崩れ



※ 地形、地質、斜面勾配等の素因のある土地への降雨、融雪などの自然現象による土砂崩れによる損害は「風災、水災又は雪災による損害」に含みます。



免 責

・規程 第13条
・事業の概要と事務取扱の手引
概要 10-1～10-4

災害共済金をお支払いしない場合

- 1 故意若しくは重過失又は法令違反による損害
- 2 はっ酵若しくは発熱又は加熱若しくは乾燥作業による損害
- 3 紛失又は盗難による損害
- 4 学校施設並びに住宅物件基準を適用する建物、工作物及び動産のガラスのみに生じた損害
- 5 車両の衝突又は接触による鉄道車両、自動車の損害
- 6 屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊により、屋外動産内の動産について生じた損害
- 7 雨漏り、雨、風等による吹き込み損害又は台風等による塩害
- 8 戦争、暴動その他の事変又はテロ行為による損害
- 9 地震若しくは噴火又はこれらによる津波による損害
(「地震災害見舞金」の交付を行っています。)
- 10 核燃料物質等による損害



3. 事故種別

相当因果関係

- ・規程 第5条
- ・事業の概要と事務取扱の手引き
- ・概要 9-1

本会は以上の9項目を災害共済金の支払責任と定めています。
9項目以外の原因の損害に対しては、災害共済金をお支払いしません。例えば、災害によって直接生じた損害を復旧するために、ほかの損害のない部分も含めて交換しなくてはならないといった場合には、ほかの損害のない部分については相当因果関係がない損害となり**対象外**となります。

＜例1＞ **室外機**が、何者かに**破壊**された。
空調設備全体が古く、室外機を交換するとビル管内の全ての空調機を交換せざるを得なくなった。

＜例2＞ **一部の電気系統設備**が、**落雷**により、損壊した。
その他は破損していないが、設備が古く、中央監視装置を含むビル管内の全ての機器の交換を余儀なくされた。

破壊された室外機、損壊した電気系統設備は、いずれも9項目に該当する損害ですので、本会に支払責任（担保危険）があります。

一方、破損していない箇所の交換には、製造がされていない、保守期間が切れているといった原因があります。これは、本会に支払責任がない（非担保危険）となり、事故との相当因果関係がある損害とは見なせません。

※災害共済金の支払は、相当因果関係がある範囲となります。

